

随意契約（業者選定）理由書

担 当 課	企画財政課情報統計係	
契 約 案 件 名	IRU 光ケーブル支障移転工事(赤字木地内)【柵平3工区-①】	
案 件 の 概 要	<p>本工事は、国道114号（浪江町大字赤字木地内）の道路改良工事に伴い、町所有の光ケーブルを添架しているNTT柱が支障になるため移転する工事である。</p>	
履 行 期 間	令和6年11月18日から令和7年3月18日限り	
契 約 日	令和6年11月18日	
契 約 金 額	4,778,400 円	
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>当工事を行うにあたり、該当する設備は、町で敷設した光ケーブルであり、NTTが設計・工事を実施しており、IRU保守契約も締結している。</p> <p>また、同施設・設備の運用には、同社所有の施設・設備の賃借を行っている部分もあり、同社以外の事業者では施工に著しい支障が生じるため。</p>	
根 拠 法 令 該 当 条 項	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	
契 約 の 相 手 方	商号・名称	東日本電信電話株式会社 宮城事業部 福島支店
	所在地	福島県福島市山下町5-10